

平成 22 年度・23 年度の保険料率(案)について

1. 後期高齢者医療にかかる費用負担について

医療費から窓口で支払う患者負担分（所得により 1 割または 3 割）を除いた額の約 1 割を保険料で賄います。残りの 9 割のうち、5 割は公費（国：県：市町＝4：1：1）、4 割は現役世代からの支援金で賄います。

患者 負担	公費（5 割） [国：県：市町＝4：1：1]	
	保険料 (1 割)	現役世代からの支援金（4 割）

2. 保険料率の決め方

保険料率は 2 年ごとに算定します。

算定にあたっては、2 年間の事業費と保険料以外の収入を見込み、必要となる保険料額を見込みます。そして、必要な保険料額が収納されるように予定収納率に基づき、保険料賦課総額を算出します。

保険料賦課総額から、保険料率（均等割額、所得割率）を算定します。

3. 平成 22 年度・23 年度の算定について

(1) 一人あたり医療費の見込み

<過去の実績>

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
一人あたり 老人医療費	659,004 円	678,490 円	717,386 円	728,153 円	756,065 円	742,083 円
前年度比	1.4%	3.0%	5.7%	1.5%	3.8%	-1.9%

<今後の見込み>

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
一人あたり 老人医療費	773,250 円	796,448 円	820,341 円
前年度比	4.2%	3.0%	3.0%

- ・平成 21 年度見込みは 10 月診療までの実績を基に算出しています。
- ・平成 22・23 年度見込みは平成 15～19 年度の前年比平均を基に算出しています。

(2) 事業費と保険料以外の収入見込（平成 22・23 年度の 2 年間合計、単位：千円）

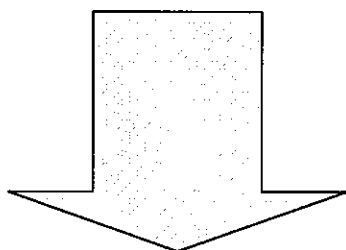
①事業費		②保険料以外の収入		
療養の給付費等	335,613,459	負担金	国	80,395,238
審査支払手数料	980,845		県	27,407,011
葬祭費	1,240,150		市町	26,494,114
財政安定化基金拠出金	369,175	調整交付金		28,369,269
保健事業費	1,114,046	支援金（現役世代）		141,855,875
		健診補助金（国・市町）		376,706
		第三者納付金		400,000
総額	339,317,675	総額		305,298,213

(3) 保険料賦課総額と保険料率

$$\text{保険料必要額} = \text{①事業費} - \text{②収入} = 34,019,462 \text{ 千円}$$

$$\begin{aligned} \text{保険料賦課総額} &= \text{保険料必要額} \div \text{予定収納率 (99.5\%)} \\ &= 34,190,414 \text{ 千円} \end{aligned}$$

$$\Rightarrow \text{均等割 } 40,567 \text{ 円 } \text{ 所得割率 } 7.65\%$$



今回の改定にあたっては、

③平成 20・21 年度における剰余金見込約 14 億円

④財政安定化基金交付金 16 億円（県と協議中）

を活用することにより、保険料率の大幅な上昇を抑制します。

$$\begin{aligned} \text{保険料必要額} &= \text{①事業費} - \text{②収入} - \text{③剰余金見込} - \text{④基金交付金} \\ &= 31,011,785 \text{ 千円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{保険料賦課総額} &= \text{保険料必要額} \div \text{予定収納率 (99.5\%)} \\ &= 31,167,623 \text{ 千円} \end{aligned}$$

$$\Rightarrow \text{均等割 } 36,980 \text{ 円 } \text{ 所得割率 } 6.87\%$$

4. 平成 20 年度・21 年度との比較

	平成 20・21 年度(A)		平成 22・23 年度(B)	差額(B)-(A)
均等割額	36,758 円		36,980 円	222 円
所得割率	6.79%		6.87%	0.08 ポイント
軽減後一人あたり保険料額	平成 20 年度	50,122 円	50,353 円	231 円
	平成 21 年度	49,321 円		1,032 円